

総務厚生常任委員会会議録

目次

【開 会】	4
議案第 1 号 令和 3 年度矢板市一般会計補正予算（第 5 号）	4
議案第 2 号 令和 3 年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	15
議案第 3 号 令和 3 年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	17
議案第 4 号 令和 3 年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	18
議案第 1 4 号 矢板市印鑑条例の一部改正について	19
議案第 1 6 号 矢板市手数料条例の一部改正について	20
委員長報告	22
閉 会.....	22

1 日 時

令和3年9月3日（金）午前10時00分～午前11時45分

2 場 所

第1委員会室

3 出席委員（8名）

委員長 高瀬由子

副委員長 掛下法示

委員 藤田欽哉 佐貫 薫 小林勇治

宮本妙子 石井侑男 中村久信

※副委員長及び委員はオンラインにより出席

4 欠席委員

なし

5 説明員（21名）

(1) 総合政策課（2人）

①総合政策課長 高橋弘一

②政策企画担当 小林 徹

(2) デジタル戦略課（1人）

①デジタル戦略課長 石川民男

(3) 秘書広報課（1人）

①秘書広報課長 佐藤賢一

(4) 総務課（5人）

①総務課長 塚原延欣

②行政担当 日賀野真

③人事担当 星宮良行

④財政担当 松本一裕

⑤管財担当 船山幸男

(6) 社会福祉課（1人）

①社会福祉課長 沼野晋一

(6) 高齢対策課（3人）

①高齢対策課長 高橋理子

②地域支援担当 前野路代

③介護保険担当 森山 敦

(7) 子ども課（2人）

①子ども課長 小野崎賢一

②子育て支援担当 矢板 洋

(9) 健康増進課（2人）

①健康増進課長 村上治良

②国保医療担当 吉田佐江子

(10) 生活環境課（2人）

①生活環境課長 柳田 豊

②危機対策担当 谷中清吉

(11) 市民課（3人）

①市民課長 星 哲也

②市民・年金担当 田代和子

③戸籍担当 高瀬稔子

6 欠席説明員

新型コロナウイルス感染症対策のため、関係部課長等以外は出席せず。

7 事務局 事務局長 薄井勉 主幹 矢板寿江

8 付議事件

議案第 1 号 令和3年度矢板市一般会計補正予算（第5号）

議案第 2 号 令和3年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第 3 号 令和3年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第 4 号 令和3年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第14号 矢板市印鑑条例の一部改正について

議案第16号 矢板市手数料条例の一部改正について

9 会議の経過及び結果

【開 会】

○委員長（高瀬由子） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただいまから、総務厚生常任委員会を開会する。 （10時00分）

○委員長 これより議事に入る。この委員会に付託された案件は、議案第1号から議案第4号、議案第14号及び議案第16号の6件である。

なお説明に当たっては、執行部には簡潔な御説明をお願いする。

議案第 1号 令和3年度矢板市一般会計補正予算（第5号）

○委員長 提案者の説明を求める。

○総務課長（塚原延欣） 補正予算書の1ページをお開きいただきたい。

（「補正予算書」1ページの朗読を省略、2～8ページにより説明）

（詳細について「予算に関する説明書」により説明）

歳入

14款1項4目 道の駅やいた施設使用料ということで、道の駅やいたの農産物直売所と農村レストランの1年分の使用料である。

同じく、6目 体育施設使用料ということで、今般4つの体育館に空調設備を設置したので、その使用料である。

15款2項1目 個人番号カード交付事業費補助金は、マイナンバーカードの未取得者で75歳以上の促進策を下半期にやるということで国庫10分の10である。経費については、会計年度任用職員6か月分となる。その下、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、その下、地方創生テレワーク交付金は、高水準型のテレワーク交付金で採択になっているわけだが、その効果促進事業分ということで、要はテレワークのPRをするというようなところでの補助金である。

同じく、2目 民生費国庫補助金。母子家庭対策等総合支援事業で、システム改修業務となる。

16款2項1目 わがまちつながり構築事業交付金は、単独事業だが駅前のイルミネーション事業など8事業が採択になったというものである。その下の移住支援事業費補助金は1名分のもの。

17款1項2目 株式会社やいた未来の配当金である。

18款1項3目 土木費寄附金。1名の方からの寄附である。

19款1項5目 子ども未来基金繰入金。小中学生クラブ活動支援事業への繰入れとおたふく風邪の予防接種助成の分となる。

同じく、7目 財政調整基金繰入金。「△」となっている。

同款2項1目 介護保険特別会計繰入金。

20款1項1目 繰越金。

21款4項3目 過年度収入。介護保険の令和2年度低所得者保険料県民負担金の精算金で、国・県分である。

同じく、4目 雑入。その他の雑入で、産地パワーアップ事業費補助金の過年度分が返納。また、経営転換協力金の過年度分の返納金である。

22款1項4目 教育債。国民体育大会推進事業は、市債を廃止ということで、先ほど説明したが、運動公園で国体のときに、ウォーミングアップ場として芝の張替えを予定していたが、下の土から全部入れ替えてやる必要があるというところで計上していたが、実際に掘ってみたところそこまでのものは必要ないということで、規模が小さくなったので、記載のとおり廃止するもの。その下、生涯学習館管理運営事業は、生涯学習館を改修するための費用ということで、歳出で説明させていただく。次に、臨時財政対策債は、当初予算で地方財政計画に基づき当初見込んでいたが、地方消費税交付金等、基準財政収入額が増えたことに伴って、発行額が減となるということで減をしている。

歳出

職員給与費等については、例年行っている4月の人事異動に伴う過不足の調整である。そのため、以降これについての説明は省略をさせていただく。

2款1項3目 財政管理費。財政管理費の積立金が財政調整基金と減債基金への積立
てで、これからの大型事業の実施、あるいは公共施設の統廃合等をにらみ、減債基
金に1億。そのほかは財政調整基金に積み立てるものである。

同じく、6目 企画費。企画調整事業の委託料は、地方創生テレワーク交付金効果促
進事業、テレワークの交付金をいただいて、PRをする事業。その下、地域づくり
支援事業が移住支援金。その下、市内LAN管理運営事業の備品購入費が公会計電
子決済導入に伴うスキャナーを5台購入するもの。

同じく、9目 諸費。地域安全活動推進事業の工事請負費は、防犯灯の設置で6基分
である。

同款3項1目 戸籍住民基本台帳費。戸籍住民基本台帳事務費は、マイナンバーカー
ドの未取得者75歳以上の促進をするための会計年度任用職員6か月分。

3款1項1目 社会福祉総務費。地域福祉体制強化事業の補助及び交付金は、社会福
祉協議会の体制強化のため、市職員退職者1名分の配置分。その下、国民健康保険
特別会計への繰出金。

同じく、2目 老人福祉費。低所得者利用者負担対策事業の償還金、利子及び割引料
は生活保護の方が2名以上介護施設を利用した場合に対象となるものだが、1名し
か利用がなかったため返還するものである。その下、介護保険特別会計への繰出金
については、令和2年度介護事業費補助金の精算金と繰出金。

同款2項1目 児童福祉総務費。積立金は子ども未来基金への積立金で、株式会社や
いた未来の株主配当金と、道の駅の施設使用料を合わせたものを積み立てるもの。

4款2項2目 塩谷広域塵芥処理事業の負担金は、塵芥処理負担金の減。

6款1項3目 農業振興費。産地パワーアップ事業費補助金の過年度の返還分で、この事業で個人の方が排水設備を導入したが、それをやめるということでの返還金。

同じく、9目 地域農政管理費。経営転換協力金で、その協力した田んぼをまた戻すということで、過年度分の返還金である。

8款2項2目 道路維持費。市道維持管理事業の消耗品は、雪が降った際の融雪剤。委託料は、雪が降った際の除排雪業務、86路線106.3キロを予定。工事請負費は、緊急対応ということで持っているが、その残が少なくなり、これから台風時期等を迎えるに当たって、緊急対応用の工事費を補正するというもの。その下、地域活動推進事業の備品購入費は、歳入で土木費の寄附が50万円という説明をしたが、その際、寄附をいただいたものを当てて市民へ貸し出す道路維持備品、草刈り機等の備品を購入するもの。その下、認定外道路整備事業の委託料は、安沢地内の認定外道路上に危険樹木があり、それを伐採する費用。工事請負費は2つあり、道路修繕工事は荒井の清水尻の工事と、安沢地内にゲリラ豪雨で崩れたのり面があり、その認定外道路ののり面復旧工事である。

同款4項1目 都市計画総務費。市営駐車場管理事業の工事請負費は、片岡市営駐車場、元の郵便局の西側にあった駐車場を廃止し、支障物である街路灯と引込電柱を撤去する工事。

同じく、2目 公園維持管理費。来年の国体に備え、運動公園の舗装等の工事を行うための測量設計業務費。

同じく、3目 公園整備事業。長峰公園の修景池の整備工事を実施することに伴う追加工事。

同じく、4目 街路事業費。片岡地区市街地整備事業の工事請負費は、片岡駅東口整備にかかる県道の拡幅部分の舗装の本復旧で、矢板土木事務所と協議をして、1回工事をした部分のため、多少沈下するというので、その沈下が落ち着いてから、

本復旧をすることになっており、それに伴う影響部分というか、本復旧する部分が少し増えたということでの増。

9款1項2目 消防団活動事業の消耗品費は、消防団員の感染防止のためのフェイスシールドや消毒液。

同じく、4目 防災費。災害時の避難所に向けての消耗品と備品になるが、消耗品については感染防止として簡易ベッドを100台、スリッパ、手袋。備品購入費は、その際の間仕切りで50台。

10款2項1目 小学校管理費。小学校一般管理事業の委託料は、高原地区に1年生が転入してきたということで、スクールタクシー代。その下、維持管理事業の修繕料は、何か所かあるので説明する。まず、矢板小学校の放送設備が春先に故障して屋外放送が駄目になったということで、10月23日予定の運動会に向けて直すもの。片岡小学校で浄化槽のポンプが今年の年明けに故障し、2台ポンプがあり今1台で運転をしているという状態なのでそれを直すもの。次に、雨漏り修繕は、矢小と東小。2月に少し大きい地震があり、それに伴い外壁が損傷したので直すというものが、矢小と乙畑小である。

同款3項1目 中学校管理費。中学校維持管理事業の修繕料は、矢中で年明けに防災盤受信機を点検するが、その点検の結果、不具合があるのでそれを直すもの。片岡中学校が2件あり、1件目が給油制御盤の修繕。これも使用前点検で分かったというもの。また、体育館の天井修繕。これは2月の地震の際に壊れたもの。

同款4項1目 社会教育総務費。生涯学習館管理運営事業の委託料は、…

○委員長 暫時休憩します。 (10:30)

○委員長 会議を再開します。 (10:32)

○総務課長 生涯学習館管理運営事業は、決定ではないが、生涯学習館が国体の際に皇族の休憩所として使用される可能性が大きいということである。それを踏まえ、令和2年に少し雨漏りは直したが、今度は別の箇所から雨漏りがしてしま

ったということもあり、これを再配置計画に基づき長寿命化を図るということで、屋根、外壁、天井を修繕することに伴う設計の委託料である。

同款5項1目 保健体育総務費。補助及び交付金は、小中学生クラブ活動支援事業の補助金。

同じく、2目 体育施設費。工事請負費は、4月に宮城県の白石市で防球ネットの支柱が倒れ児童2人が死傷したという痛ましい事故が起きた。これを受けて、学校のバックネットを点検した結果、矢小のバックネットが、少し根本が腐っていて危険な状態だということで、予備費を活用して、夏休み中に撤去をしている。ただ、生涯スポーツの観点から、矢小のバックネットは必要だということで、原形復旧というか、それを行う経費である。

給与費明細書 27ページ中段の「イ. 会計年度任用職員」。ここについては、戸籍住民基本台帳での会計年度任用職員半年分という説明をしたが、その分。それ以外については、人事異動に伴うことによる。

説明は以上である。

○委員長 これより議案第1号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○中村委員 音声等聞き取りづらい点が多々あったが、質問する。

財政調整基金で、積立金が財政調整基金へ積立ると、それから減債基金へ積立とということだったので、減災基金に1億円で残りは財調へという話があり、その金額が4億9,300万ということで、かなりの額。この額は、後で出てくるが、今度、令和2年度の決算に基づいて、繰越金が発生しているので、その繰越金7億幾らの残りが、今回補正で使う残りの部分がそこに、積立金として入っていると思うが、そう理解をしているが、その上で、決算で繰り越した7億なにがしが…ということは、当初予算で計上している繰越金は2億5,000万円なので、トータルすると10億ぐらいのうち、4分の1しか当初予算に反映されていないということなので、このタイミングで入れるということは、半年間、その4分の3の繰越しの金額が有効活用されてないと

いうことになるのではないかなと思うが、それに対して当局はどのように思われるか。

○総務課長 まず、当初予算については、2億5,000万円繰越しを見込んでいるが、繰越金なので、今回については結果として、理由としては主なものとしては、何度か説明をしているが、固定資産税が堅調であったということで、市税が増えているということ。また、市有財産の売払いが順調だったということで増えている。また、地方消費税交付金も当初の見込みよりは多く入ってきている。そうした理由もあり繰越しが増えているということである。

これは、当初から見られたか見られないかという、なかなか繰越しも毎年同じ金額を繰り越しているわけでもない、ちょっと繰越しも多い年、逆に少ない年という波があるので、そこら辺なかなかうまく見通すことは難しいし、繰越しありきで予算を編成しているわけでもない、取りあえず2億5,000万円ということでこのところずっとやらせていただいている。

○中村委員 安全率取りすぎじゃないのかなというようなこと。要は、お金を生かすには、当初予算できっちり事業を明確にして、それに対して予算措置をするというのが市民福祉の向上のためのもともとの税金の使い方だと理解をしているので、そういう趣旨からすると、そういうものはきっちりある程度精度を上げて、精査をして、繰越しに対しても、安全率は当然取りながらも、ある程度生きたお金として、当初予算に組み込むべきじゃないかと思う。

今回は補正予算なので、その繰越しが決算で認定されればその額をそのまま、多分ここに入ってきているという認識なのでこれ以上は言わないが、今後そうすべきだと、個人的な意見として申し上げて、この件は終わりにする。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

○掛下委員 中村委員と同様に、やはり明瞭度が悪い。

質問だが、5ページのわがまちつながり構築事業交付金は、どのような内容か。

○総合政策課長（高橋弘一） 昨年度までも同じような県の補助事業があり、名称が変わったもの。内容としては、住民主体の団体が取り組む地域づくり活動に対しての県の補助。具体的には、幾つか事業があるが、矢板駅前のイルミネーション事業や片岡駅前のイルミネーション事業など、こうした事業に対しての助成金。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

○佐貫委員 説明書の23ページ。教育費の学校一般管理費、小学校と中学校あわせてだが、先ほど塚原部長の説明で春先の故障や、運転をしたところの故障で判明したものがあってというのは伺った。ただ一つ気になったのが、片中の2月の地震により体育館で何かが壊れてその改修をすると伺ったが、まず確認だが2月の地震で体育館の改修という説明は、聞いた内容で合っているか。

○総務課長 そのとおりであり、2月の地震のときに片中体育館の軒天が一部落ちたと、損傷したということで、それにかかる経費である。それと併せて、片中体育館の玄関のタイルがずっぽとはげたままだったので、それも直すという費用も入っている。

○佐貫委員 この2月の地震で、片中体育館の軒天及び玄関のタイルも同時で補修するということだが、2月の地震の対応が9月補正で、これは6月補正にまず間に合わなかったのかというのが1点。

もう一つ、軒天とはいえ体育館が故障したまま、子どもたちはずっと使ったままだったのか。つまり、6月補正とか前倒しできずにやれなかったことで危険度というのはどのように認識しているのか。

○総務課長 この軒天が落ちた部分が外部で、通常人が通らないところで、この状態であっても危険性はないという部分である。そういうことで今回のタイミングということになる。

○佐貫委員 6月補正には間に合わなかったと。

○総務課長 危険度が高いというときには6月補正で対応ということもあろうかと思うが、この件については危険性がないということで。

落ちたままになっているが、その後それが進むということもないもので、9月補正での対応となる。

○佐貫委員 もう一つ、そのタイミングの話だが今、通学路点検をされている最中かと思う。八街の事故から、矢板も点検を進めていると思うが、この9月補正で通学路の緊急対応のような案件はないという認識か。

○総務課長 今回の補正についてはそういった費用は盛り込まれていない。

○佐貫委員 今調査中だと思うので、その際はなるべく早く動いていただければと思う。よろしく願います。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

○石井委員 説明書の21ページ。片岡市営駐車場管理費の工事請負費ということで、70万ほど。大体先ほどの説明では、今の郵便局の前の駐車場の施設の撤去というような話だったが、よろしいか。

○総務課長 元の片岡郵便局の西側に市営駐車場があるのでその駐車場。

○石井委員 その跡地はどのように活用を考えているか。

○総務課長 跡地については、更地にして公売を予定している。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

○宮本委員 説明書の11ページ。地域安全活動推進事業の工事請負費で、防犯灯が6基という説明を受けたが、どこに設置予定なのか。

○生活環境課長（柳田豊） 今回、各市内の区長から要望があり、現地確認してひどいところということで、木幡西が2か所、木幡東は4か所の6か所を挙げている。

○宮本委員 これは区長のほうから出たという要望だが、これまで高校生との意見交換会等で、防犯灯が欲しいというような要望があり、議会としても市長宛てに要望

として出してきたと思うが、これが反映されなかったということか。すごく残念なことだと思うがいかがか。

○生活環境課長 今年度は当初の予算において、塩谷病院前から矢板駅前の14基、これは要望があったので、付けさせていただいた。その中で、防犯灯の設置ができないところもあるもので、今回補正で上げさせていただいている。

○宮本委員 確かに地域の要望というのは大変出ていて、木幡のほうに決定となったが、防犯の上からもやはり高校生の大切な命を預かっている矢板市という形からも、この補正ではなかったが、今後の要望として、必ず重点項目で考えていただきたいと思う。よろしく願います。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

○掛下委員 25ページの生涯学習館管理運営事業。少し聞き取れなかったのですが、何か修理するための設計料と聞こえた。設計料で随分値段も高いし、もう少し、どんな修理をするのか、中身を教えてほしい。余りよく聞こえなくて申し訳ない。

○総務課長 生涯学習館は今現在、雨漏りもひどく、令和2年にも直したが、今度別の場所が雨漏りしているというようなところで、なかなかうまく雨漏りが収まらないという状況にもある。あわせて、国体の際に皇族が休憩所として使う可能性が非常に高いということで、その雨漏りを直すために、屋根の葺き替え工事と外壁の全面的な修繕、また、建物内の天井の修繕、そういったものをやる予定。それに伴う設計料ということになる。

○掛下委員 設計料ということなので、また修繕費はそれにプラスされるのか。設計料だけで800万で、さらに、修繕費が上乘せされるという意味か。

○総務課長 そのとおりであり、これは設計の委託料なので、これを12月補正に間に合うように金額を算出して、12月補正の際に工事費を要求させていただき、国体までには間に合うように工事を終わらせ、皇族をお迎えできるように準備を整えたいと考えている。

○掛下委員 結構、設計額だけでも高いものだと分かったので、工事費もそうかと予想しているが、値段は分からないが内容としては了解した。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

○中村委員 今の掛下委員に関連するが、説明書で余り聞き取りはしなかったが、国体の関係で、その休憩所として使われるので、そういう公算が大なのでという説明があったかと思うが、この財源のところに国県の支出金 50 万が入っているのは、これはここに充てられるためのものかということと、国体の関係で設計委託が、870 万としているのに、県から来るのはこれだけかという、その辺の関係を確認したい。

○総務課長 残念ながらこの事業については、国県の費用は入っていない。

こちらは歳入の起債のほうで説明させていただいたが、単独事業の起債事業ということで、実施をする予定である。

○中村委員 要は、国体の関係の話はあるのだけど、矢板市の単独事業で矢板市の財源でいうことか。

○総務課長 そうである。ただこれを、長寿命化を再配置計画に基づいて実施するので、公共施設等適正管理推進事業債というちょっと有利な起債を活用することができるということである。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

○宮本委員 その長寿命化のことにに関してだが、文化会館が危険地域ということで、使用中止になったが、それに関連してというか、つながっている建物でありながら、長寿命化ということを念頭に置いて修理するということでよろしいか。

○総務課長 再配置計画においては、この生涯学習館は「維持」ということになっている。ということで、長寿命化を図るというものである。

宮本委員がおっしゃったのは、内川の浸水想定区域に入っているにもかかわらずという御質問なのかと思うが、浸水想定区域内にはあるということであるが、その中であって必ずどこかに移転しなければいけないとか、その想定区域内でも家を建てるな

ど、そういうことも可能なので、必ず長寿命化が無駄になるのかというところは分からないが、まずそういった縛りがある区域ではないということは御理解をいただきたいと思う。再配置計画に基づいて「維持」なので長寿命化を図るということ。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第1号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決された。

○委員長 暫時休憩する。 (11:04)

○委員長 会議を再開する。 (11:10)

議案第 2号 令和3年度矢板市介護保険特別会計補正予算(第1号)

○委員長 提案者の説明を求める。

○高齢対策長(高橋理子) 補正予算書9ページをお開き願う。

(「補正予算書」9ページの朗読を省略、10・11ページにより説明。)

今回の補正予算の主な理由は、人事異動等に伴う人件費の整理、令和2年度事業の精算に伴う事業費の整理等によるもの。

次に、詳細について、予算に関する説明書で説明する。32・33ページをお開きいただきたい。

歳入

1款～8款1項4目。 人事異動等に伴う職員の増加分。

8款1項5目 保険料軽減に要する公費繰入金。前年度の低所得者保険料軽減負担金の精算金。

9款1項1目 繰越金。前年度の精算繰越金。

歳出

1款1項1目 一般管理費。人事異動に伴う職員費の整理。事務費は人事異動の前年度介護給付費等の精算によるもの。

同項2項1目 賦課徴収費。人事異動に伴う職員費の整理。

3款2項1目 一般介護予防事業費及び3項4目 認知症総合支援事業費。高齢対策課地域支援担当保健師の人件費の調整を行うもの。

5款1項1目 基金積立金。前年度の保険料精算等に伴う積立金。

給与費明細書 一般職員8名分の補正前後の給与費の明細。人事異動等によるもので、読み上げは省略する。

説明は以上である。

○委員長 これより議案第2号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第2号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決された。

議案第 3号 令和3年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○委員長 提案者の説明を求める。

○健康増進課長（村上治良） 補正予算書 13 ページをお開き願う。

（「補正予算書」13 ページの朗読を省略、14・15 ページにより説明）

この補正の主なものは、人事異動等による人件費の増、保険給付費等交付金等の概算払いを精算したことによる返還金等に関する補正となる。

詳細については、予算に関する説明書で説明する。44・45 ページをお開き願う。

歳入

8 款 1 項 1 目 一般会計繰入金。人事異動等に伴う人件費、運営協議会委員報酬分の増額補正。

9 款 1 項 2 目 その他繰越金。前年度の繰越金。

歳出

1 款 1 項 1 目 一般管理費。職員給与費等は、人事異動等による減額補正。

同款 2 項 1 目 賦課徴収費。職員給与費等は、人事異動等による増額補正。

同款 3 項 1 目 運営協議会費。協議会員の変更による増額補正。

6 款 2 項 1 目 特定健康診査等事業費。職員給与費等は、人事異動等による増額の補正。

8 款 1 項 3 目 償還金。保険給付費等交付金等概算払いを精算したことにより、超過交付分を返還するための増額補正。

同じく、4 目 一般被保険者還付加算金。保険税還付の際の加算金を支払うための増額補正。

給与費明細書 1 特別職は、運営協議会委員の報酬。2 一般職、(1) 総括は、職員 6 人分の今回の補正の給与費等。(2) 給料及び職員手当の増減額の明細は御覽のとおり。

説明は以上である。

○委員長 これより議案第3号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第3号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決された。

議案第 4号 令和3年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

○委員長 提案者の説明を求める。

○健康増進課長 補正予算書17ページをお開き願う。

(「補正予算書」17ページの朗読を省略、18・19ページにより説明。)

この補正は、主に後期高齢者医療広域連合納付金の前年度調整額の増額補正。詳細については、予算に関する説明書で説明する。56・57ページを御覧願う。

歳入

4款1項1目 繰越金。前年度の繰越金。

歳出

2款1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金。後期高齢者医療広域連合納付金の前年度調整額を増額補正するもの。

説明は以上である。

○委員長 これより議案第4号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第4号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決された。

○委員長 暫時休憩する。 (11:28)

○委員長 会議を再開する。 (11:35)

議案第14号 矢板市印鑑条例の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○市民課長(星哲也) 議案書9ページをお開き願う。

(「議案書」9ページを朗読)

本議会で提案した矢板市印鑑条例の一部改正については、市役所市民課前に設置している証明書の自動交付機の廃止に当たり、自動交付金に関する条文を削除する等所要の整備を行うもの。

条例の改正案10ページを御覧願う。朗読に替え内容の説明とする。

新旧対照表ということで、左側が改正後、右側は改正前である。

初めに目次であるが、後ほどの説明となるが、自動交付機に関する規定を削除し、以下の条文を繰り上げるので、記載のと通りの改正となる。第11条、第13条については、字句の改正。第14条については、専用端末機いわゆる自動交付金による印鑑登録証明書の交付に関する規定。第15条、第16条、第18条は、自動交付機を使用する際の暗証番号の設定に関する規定。自動交付機の廃止に伴い、この第14条、第15条、第16条及び第18条の規定を削除する。また、第17条 矢板市行政手続条例の適用除外の規定については、削除はしないが、前後の条文とのつながりから、最後

から2番目の条番号が適切であると判断し、14ページの左側の記載のとおり、18条としての条番号を変える改正を行う。内容に変更はない。前後するが、説明した11ページから13ページに記載のとおり、第14条から第18条まで、5条が抜ける形になるので、改正前の第19条から第22条までを条番号が5つずつ繰り上がる形となる。最後の改正前の第23条については、条番号を4つ繰り上げ、第19条とする改正を行う。最後に、附則は、自動交付機の稼働の最終日を令和4年2月28日としているので、翌日の令和4年3月1日を施行とする。

説明は以上である。

○委員長 これより議案第14号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第14号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決された。

議案第16号 矢板市手数料条例の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○市民課長 議案書18ページをお開き願う。

(「議案書」18ページを朗読)

矢板市手数料条例の一部改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部改正に伴い、個人

番号の再交付手数料について、これまでは矢板市手数料条例に基づき、市の歳入として取り扱っていたものを、これからは市と個人番号カードの作成業務を行う地方公共団体情報システム機構との間で委託契約を締結し、機構からの委託によりお預かりした再交付手数料を一旦、歳入歳出外現金として保管し、後日機構に納入するという事務の取扱いに変更となる。これにより、今後は、個人番号カードの再交付手数料を徴収する際、矢板市手数料条例における手数料としての取扱いはなくなるため、条例から削除するもの。

条例の改正案、19 ページを御覧願う。朗読に替え、内容の説明とする。

第2条に規定する別表に、手数料の種類と金額が列記されるが、その中の(19) 個人番号手数料の再交付手数料の項を削除する。削除することで、(20)以下の番号の繰り上げが必要となるが、前の項の(17の2)、(18)の番号を改正することで、番号の繰り上げをしない改正をするもの。

説明は以上である。

○委員長 これより議案第16号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○掛下委員 マイナンバーカード800円の再交付手数料が必要だったが、今後は要らなくなるという意味か、それとも違うほうに払うということか。

○市民課長 市民の方に関しては、全く今までと変わらないということになる。同じく、再交付手数料800円を頂戴するわけだが、それが市の歳入に入るか、預かり金として、後で機構に払うかという違いであり、市民にとっては変更なしというような取扱いとなる。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 16 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 16 号は、原案のとおり可決された。

委員長報告

○委員長 以上で、この委員会に審査を付託された案件は全て終了した。

委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは、私に御一任願う。

閉 会

○委員長 これで総務厚生常任委員会を閉会する。

(1 1 : 4 5)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

令和 年 月 日

総務厚生常任委員会委員長